

神福高第 235 号  
令和 2 年 4 月 28 日

高齢者関係施設等 施設長 様  
管理者 様

神戸市福祉局長

介護保険事業に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の徹底について(お願い)

現在、各事業所におかれましては、サービスの提供継続にご協力いただきありがとうございます。皆様方には日々、ご尽力いただいている中ではありますが、神戸市内の複数の介護施設、訪問系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症患者が確認されております。

あらためて、国からの通知等の内容を再確認し、**感染経路の遮断等感染拡大防止対策の徹底について再度、職員等への周知徹底**をお願いします。

なお、別紙のとおり、国等の通知を踏まえつつ神戸市としての内容を加えて整理しておりますのでご活用ください。

#### 記

#### 1. 感染拡大防止対策について

各事業所施設長及び管理者におかれては、改めて、本日お送りしている内容を確認いただき、**全ての職員に周知**をお願いします。

とくに、事業所職員について、引き続き各自出勤前に体温を計測した状況を確認するとともに、**発熱や呼吸症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する**など、日々の職員の状態の把握に努めてください。

今般、**風邪症状等があるにもかかわらず出勤を続けた事例も発生**しました。人材の確保が厳しい中ですが、感染拡大防止の点から遵守をお願いします。

また、集団感染の共通点は、特に「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」とされていることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

#### 2. 感染者が発生した場合について

利用者や職員で、**感染者が発生した場合、すみやかに神戸市保健所（各区保健センター）とあわせて福祉局監査指導部（指定権者）にも報告**するとともに、保健所の指示に従ってください。

感染経路の把握、濃厚接触者の特定など、保健所の調査が迅速かつスムーズに行えるよう、**日々の、利用者や職員の状態を把握し、可能な限り記録**をお願いします。

### 3. 送付資料

(1) 「入所施設・居住系サービス」向け

- ・(例) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム 等
- ・1 ページ～6 ページをご覧ください。

(2) 「通所・短期入所等サービス」向け

- ・(例) 通所介護 (デイサービス) 等
- ・7 ページ～10 ページをご覧ください。

(3) 「訪問系」向け

- ・(例) 訪問介護、訪問看護 等
- ・11 ページ～15 ページをご覧ください。

(4) 連絡先

- ・16 ページをご覧ください。

※「介護保険最新情報 Vol.808、817」を基に整理作成。詳細については国からの通知も参照ください。

※下記「神戸市ケアネット」にも掲載予定です。

※あわせて、職員配置の弾力的な配置等、介護保険の運営基準や算定基準については緩和されているものもありますので、各種通知を確認してください。

#### <新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針-第7弾-(令和2年4月28日)> (一部抜粋)

##### 5. 高齢者施設、障害者施設等における感染防止の徹底

重症化するリスクの高い高齢者、障害者に関する施設について、感染防止対策の厳重な徹底を改めて確認するとともに、通所・短期入所サービス利用者については、複数の事業所を利用しないなど、可能な限り利用の自粛を要請する。

#### <参考>

○「神戸市ケアネット>13. その他お役立ち情報 (主に事業者の方向け)>国等からの通知文及び介護保険最新情報」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/tsuchi/index.html>

○神戸市内での新型コロナウイルス感染症の発生状況について (神戸市ホームページ)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/coronavirus.html>

(全般的なこと)

福祉局高齢福祉課 TEL : 322-5219

FAX : 322-6046

(報告等について)

福祉局監査指導部 (居宅通所系) TEL : 322-6326

FAX : 322-6045

(施設系) TEL : 322-6242

FAX : 322-5771

利用者の状況に応じた対応について【介護老人福祉施設・介護老人保健施設・グループホーム・有料老人ホーム等】（入所施設・居住系サービス）

1. 感染防止に向けた取組

<p>(1) 施設等における取組</p>	<p><b>(感染症対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。</li> <li>○ 介護保険施設においては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催等により、感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底を行うこと。</li> <li>○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進すること。</li> <li>○ 感染者が発生した場合に保健所（各区保健センター）の調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等が分かるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入出入りした者の記録等を準備しておくこと。</li> </ul> <p><b>(面会及び施設への立ち入り)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。<u>やむを得ず面会を行う場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。</u></li> <li>○ 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。</li> <li>○ 面会者や業者等の施設内に入出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、保健所（各区保健センター）の調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。</li> </ul>
<p>(2) 職員の取組</p>	<p><b>(感染症対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底すること。<u>フロアごとに担当職員を分けるなど感染拡大防止の工夫をすること。</u></li> <li>○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。 過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。 なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。 ※「職員」とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所のすべての職員や委託事業者、ボランティア等を含む。</li> <li>○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要である。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。</li> <li>○ 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。</li> </ul>

<p>(3) リハビリテーション等の実施の際の留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ADL 維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けること。</li><li>○ 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物（てすり等）の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底を行うこと。</li></ul>
--------------------------------	--

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

(感染が疑われる者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染が疑われる者	施設等が判断する。 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者。 ※PCR陽性等診断が確定前の者	・速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。	・必要に応じ、居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃する。 ・手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等する。	・感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に協力するため、可能な限り利用者の名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）、面会者のリスト等をすぐに提出できるように準備しておく。	(医療機関受診前の者で左の定義に記載の症状がある者) ・「神戸市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。 ※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（5ページ参照）	
					(医療機関受診後で、PCR検査の結果を待っている者) ・濃厚接触者に準じて同様な対応を実施する。 ・症状が悪化した場合は、再度、医療機関を受診する。	
(感染が疑われる者との)濃厚接触が疑われる者	施設等が特定する。 ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触。 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護。 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触。	-	-	-	・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、「神戸市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。 ※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（5ページ参照） ・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。	・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある場合は「神戸市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。 ・上記感染が疑われる者のPCRの結果が判るまで濃厚接触者に準じて同様なケア等を実施する。

(感染した者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
<b>感染者</b>	<p>医療機関が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR陽性の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等（利用者・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。</li> <li>・神戸市監査指導部、家族等に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃する。</li> <li>・手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等する。</li> <li>・保健所（各区保健センター）の指示がある場合は指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等に発生した場合、保健所（各区保健センター）の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する。</li> <li>・可能な限り名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）、面会者のリスト等の情報を速やかに提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院する。</li> </ul>
<b>濃厚接触者</b>	<p>保健所（各区保健センター）が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と同室・長時間接触。</li> <li>・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護。</li> <li>・感染者の気道分泌液等に直接接触。</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機を行い、保健所（各区保健センター）の指示に従う。</li> <li>・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所（各区保健センター）の指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として個室に移動する。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室に。個室管理ができない場合、マスク着用、ベッド間隔を1m以上あける等の対応。部屋を出る場合はマスクを着用し、手指衛生を徹底する。</li> <li>・可能な限りその他利用者と担当職員を分けて対応する。</li> <li>・ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施する。</li> <li>・職員は使い捨て手袋とマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル等を着用する。</li> <li>・体温計等の器具は、可能な限り専用にする。</li> <li>・ケアの開始時と終了時に、石けんと流水による手洗い等による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」等が基本。</li> <li>・有症状者については、リハビリテーション等は</li> </ul>

						<p>実施しない。無症状者については、手指消毒を徹底した上で、職員は使い捨て手袋とマスクを着用し個室等において、実施も可能。</p> <p>※保健所（各区保健センター）と相談の上、対応する。</p> <p>※個別ケア等実施時の留意点は6ページのとおり</p>
--	--	--	--	--	--	---

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）」により濃厚接触者の定義に変更あり。

●「濃厚接触者」とは、「感染者」（上記要領における患者（確定例）をいう。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 「感染者」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに「感染者」を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 「感染者」の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「感染者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（神戸市ホームページより）

#### 1. 相談・受診前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

#### 2. 帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
  - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
  - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
  - ・ 高齢者 ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方 ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
（妊婦の方へ）妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。  
（お子様をお持ちの方へ）小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。
- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

#### 3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

## &lt;個別のケア等の実施に当たっての留意点&gt;

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

## (i) 食事の介助等

- ・ 食事介助は、原則として個室で行う。
- ・ 食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。
- ・ まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

## (ii) 排泄の介助等

- ・ 使用するトイレの空間は分ける。
- ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク、使い捨てエプロンを着用する。
- ・ おむつは感染性廃棄物として処理する。

※ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理する。)

## (iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80℃10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥させる。
- ・ 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を実施する。

## (iv) リネン・衣類の洗濯等

- ・ 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者とは必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80℃10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥させる。
- ・ 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理する。

(注) 社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)のうち介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等において生じたおむつ及びティッシュ等については感染性廃棄物として処理を行うことが必要。それ以外の施設において生じた廃棄物は、感染性廃棄物には当たらないが、当該施設内や廃棄物処理業者の従業員への感染防止の観点から、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れて封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施するなどして適切な処理を行うことが必要。



利用者の状況に応じた対応について【通所介護（デイサービス）等】（通所・短期入所等サービス）

1. 感染防止に向けた取組

<p>(1) 施設等における取組</p>	<p><b>(感染症対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。</li> <li>○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進すること。</li> <li>○ 感染者が発生した場合に保健所（各区保健センター）の調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等が分かるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入出入りした者の記録等を準備しておくこと。</li> </ul> <p><b>(施設への立ち入り)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。</li> <li>○ 業者等の施設内に入出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、保健所（各区保健センター）の調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。</li> </ul>
<p>(2) 職員の取組</p>	<p><b>(感染症対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底すること。可能な限り担当職員を分けての対応を行うなど工夫すること。</li> <li>○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。 過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。 ※「職員」とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所のすべての職員や委託事業者、ボランティア等を含む。</li> <li>○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要である。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。</li> <li>○ 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。</li> </ul>
<p>(3) ケア等の実施時の取組</p>	<p><b>(基本的な事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」）及び「間近で会話や発音をする密接場面」を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等</li> </ul>

の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物（手すり等）の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底を行うこと。

**(送迎時等の対応等)**

- 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断ること。
- 過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。
- 送迎時には、窓を開ける等換気に留意する。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒すること。
- 発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所等に情報提供する。同事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討すること。

**(リハビリテーション等の実施の際の留意点)**

- ADL 維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けること。

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組  
(感染が疑われる者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染が疑われる者	施設等が判断する。 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがあある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者。 ※PCR陽性等診断が確定前の者	・速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告する。	・必要に応じ、居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃する。 ・手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等する。	・感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に協力するため、可能な限り利用者の名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）、面会者のリスト等をすぐに提出できるように準備しておく。	(医療機関受診前の者で左の定義に記載の症状がある者) ・「神戸市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。 ※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（5ページ参照）	
					(医療機関受診後で、PCR検査の結果を待っている者) ・濃厚接触者に準じて同様な対応を実施する。 ・症状が悪化した場合は、再度、医療機関を受診する。 ・自宅待機を行い、保健所（各区保健センター）の指示に従う。	
(感染が疑われる者との)濃厚接触が疑われる者	施設等が特定する。 ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触。 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触。	-	-	-	・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、「神戸市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。 ※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（5ページ参照） ・発熱等の症状がない場合は、保健所（各区保健センター）と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。	・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがあある場合は「神戸市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。 ・上記感染が疑われる者のPCRの結果が判るまで濃厚接触者に準じて同様なケア等を実施する。

(感染した者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
<b>感染者</b>	<p>医療機関が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR陽性の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等（利用者・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。</li> <li>・主治医及び居宅介護支援事業所に報告する。</li> <li>・神戸市監査指導部、家族等に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等する。</li> <li>・保健所（各区保健センター）の指示がある場合は指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等に発生した場合、保健所（各区保健センター）の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する。</li> <li>・可能な限り名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）、面会者のリスト等の情報を速やかに提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院する。</li> <li>（症状等によっては保健所（各区保健センター）の判断に従う）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則入院する。</li> </ul>
<b>濃厚接触者</b>	<p>保健所（各区保健センター）が特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と同室・長時間接触。</li> <li>・感染者の気道分泌液等に直接接触。</li> </ul>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機を行い、保健所（各区保健センター）の指示に従う。</li> <li>・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所（各区保健センター）の指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機を行い、保健所（各区保健センター）の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所（各区保健センター）と相談し、生活に必要な（居宅訪問）サービスを確保する。</li> <li>・短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応をする。</li> </ul>

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）」により濃厚接触者の定義に変更あり（5ページ参照）。

利用者の状況に応じた対応について【訪問介護・訪問看護等】(居宅訪問サービス)

1. 感染防止に向けた取組

(1) 事業所等における取組	<p><b>(感染症対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。</li> <li>○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進すること。</li> <li>○ 感染者が発生した場合に保健所(各区保健センター)の調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録(体温、症状等がわかるもの)、直近2週間の勤務表の記録等を準備しておくこと。</li> </ul>
(2) 職員の取組	<p><b>(感染症対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底する。可能な限り担当職員を分けての対応を行うなど工夫すること。</li> <li>○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。 過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。 なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。</li> </ul> <p>※「職員」とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所のすべての職員や委託事業者、ボランティア等を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。</li> <li>○ 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。</li> </ul>

<p>(3) ケア等の実施時の取組</p>	<p><b>(基本的な事項)</b></p> <p>○ サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続する。</li><li>・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。</li><li>・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底する。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行う。</li><li>・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。</li></ul>
-----------------------	---

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組  
(感染が疑われる者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染が疑われる者	施設等が判断する。 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者。 ※PCR陽性等診断が確定前の者	・速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告する。	-	・感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に協力するため、可能な限り利用者の名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）等をすぐに提出できるように準備しておく。	（医療機関受診前のもので左の定義に記載の症状がある者） ・「神戸市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。 ※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（5ページ参照）	
					（医療機関受診後で、PCR検査の結果を待っている者） ・濃厚接触者に準じて同様な対応を実施する。 ・症状が悪化した場合は、再度、医療機関を受診する。	
（感染が疑われる者との）濃厚接触が疑われる者	施設等が特定する。 ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触。 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護。 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触。	-	-	-	・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、「神戸市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。 ※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（5ページ参照） ・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。	
					・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある場合は「神戸市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。 ・上記感染が疑われる者のPCRの結果が判るまで濃厚接触者に準じて同様なケア等を実施する。	

(感染した者が発生した場合)

	定義	(1) 情報共有・報告等	(2) 消毒・清掃等	(3) 保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4) 感染者への対応／(5) 濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
<b>感染者</b>	医療機関が特定する。 ・PCR陽性の者	・利用者等（利用者・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告する ・神戸市監査指導部、家族等に報告する。	-	・利用者等に発生した場合、保健所（各区保健センター）の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する。 ・可能な限り可能な限り利用者の名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）等の情報を速やかに提供する。	・原則入院する。 （症状等によっては保健所（各区保健センター）の判断に従う）	・原則入院する。
<b>濃厚接触者</b>	保健所（各区保健センター）が特定する。 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を看護、介護。 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触。	-	-	-	・自宅待機を行い、保健所（各区保健センター）の指示に従う。 ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所（各区保健センター）の指示に従う。 *基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮する。	・居宅介護支援事業所等が、保健所（各区保健センター）と相談し、生活に必要なサービスを確保。その際、保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討する。 ・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意する。 *サービス提供時は、保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底する。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫をする。 ※個別ケア等実施時の留意点は15ページのとおり

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）」により濃厚接触者の定義に変更あり（5ページ参照）。



## &lt;サービス提供にあたっての留意点&gt;

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない。
- ・濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応をする。
- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・訪問時には、換気を徹底する。
- ・ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭する。
- ・サービス提供開始時と終了時に、(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

## &lt;個別のケア等の実施にあたっての留意点&gt;

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施にあたっては以下の点に留意すること。

## (i) 食事の介助等

- ・食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を実施する。
- ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫する。

## (ii) 排泄の介助等

- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク使い捨てエプロンを着用する。

## (iii) 清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な者(訪問入浴介護を利用する者を含む)については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般定家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

## (iv) 環境整備

- ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭、または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

## 連絡先（電話番号）

### 1. 新型コロナウイルス専用健康相談窓口（24時間対応）

（新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター）

**078-322-6250**

### 2. 救急相談（24時間対応）

（救急安心センターこうべ 救急相談ダイヤル）

**#7119**

※ダイヤル回線やIP電話は **078-331-7119**

### 3. 感染者が発生した場合

#### （1）神戸市福祉局監査指導部

・神戸市福祉局監査指導部（居宅通所系）

**078-322-6326**

・神戸市福祉局監査指導部（施設系）

**078-322-6242**

※陽性者（利用者・職員）の発生状況と人数をお知らせください。

#### （2）神戸市保健所（各区保健センター）

・お住まいの区および支所の保健センター

・平日の8時45分から17時15分の間

・各区および支所 電話番号

東灘区 **078-841-4131**

灘区 **078-843-7001**

中央区 **078-232-4411**

兵庫区 **078-511-2111**

北区 **078-593-1111**

北区（北神区役所） **078-981-5377**

長田区 **078-579-2311**

須磨区 **078-731-4341**

北須磨支所 **078-793-1335**

垂水区 **078-708-5151**

西区 **078-929-0001**